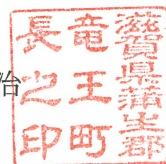


竜王町公告第13号

下記案件について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年4月27日

竜王町長 西田 秀治



記

1 一般競争入札に付する案件の概要

- (1) 案件名称 令和8年度竜王小学校管理備品（電話交換機および電話機）の購入
- (2) 納入場所 竜王小学校（蒲生郡竜王町大字綾戸1049番地他）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年8月31日まで
- (4) 内 容 仕様書のとおり
- (5) 予定価格 公開しない
- (6) 最低制限価格 設定しない

2 入札方式

事後審査型条件付一般競争入札

3 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (2) 令和8年度竜王町入札参加資格有資格者名簿（物品販売、役務提供等）中、「具体品目名、取扱メーカー等」に「電話機・携帯電話・無線送信装置・放送機器等」で登録されており、本社または事業所所在地が滋賀県内であること

と。

- (3) 自己または自社もしくは自社役員等が竜王町暴力団排除条例（平成23年竜王町条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (4) 公告の日から開札（入札執行）の日までに、竜王町建設工事等指名停止基準（平成17年竜王町告示第1号）に基づく指名停止措置中でないこと。

4 同等品申請および設計図書等に対する質問の受付

- (1) 受付期間 令和8年4月27日（月）午前9時から令和8年5月13日（水）午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
メールアドレス：ryuoh.nyusatsu@town.ryuoh.shiga.jp
電話番号：0748-58-3700
- (3) 同等品申請は同等品申請書、質問は質問・回答書を用いて行うこと。
- (4) 同等品申請および質問の回答は、令和8年5月19日（火）午後5時までに竜王町ホームページに掲載する。

5 入札執行の日時および入札方法

- (1) 入札執行日時および場所
 - ア 日時：令和8年5月27日（水）
 - イ 場所：郵便入札
詳細は竜王町郵便入札要領および竜王町郵便入札の手引きを参照のこと。
- (2) 入札時提出書類
 - ア 入札書（竜王町ホームページに掲載している様式を使用すること。）
 - イ 委任状（必要に応じて）
- (3) 提出期限
令和8年5月26日（火）午後5時必着
- (4) 入札保証金
入札保証金は免除する。

6 落札候補者の決定方法

- (1) この入札は、事後審査方式のため、予定価格の範囲内で最も入札価格の低い者（以下「落札候補者」という。）から順位を決定し、当事者から順に競争参加資格の審査を行い、後日落札決定する。
- (2) 落札候補者が同価格により2者以上ある場合は、くじによって順位を決定する。

7 落札候補者決定の保留

入札の公平性・公正性が確保できないおそれがある場合は、落札候補者の決定を保留することがある。

8 落札候補者決定の取消し

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、落札候補者の決定を取消すことがある。

9 事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書の審査および落札者の決定

(1) 開札後に落札候補者から事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格申請書および競争参加資格を確認するための資料の提出を求め、競争参加資格の審査を行う。入札参加者は入札執行日に提出できるよう準備しておくこと。なお、提出書類は以下のとおりとする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書

イ 競争参加資格を確認するための資料

① 誓約書

② 見積書（任意様式）

(2) 落札候補者が期限内に競争参加資格確認申請書および競争参加資格を確認するための資料を提出しない場合は、落札候補者を失格とする。

(3) 審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていないときは不適格とし、次順位者の競争参加資格の審査を行う。

(4) 審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしているときは、当該者に対し、落札決定通知書を発行し、落札決定を行う。

(5) 審査の結果、競争参加資格を満たしていないため不適格となった者については、不適格通知書を発行し、入札結果においてその旨および不適格となった理由を明記するものとする。

10 契約保証金

契約保証金は免除する。

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

12 入札結果の公表

当該業務の落札決定をしたときは、その旨を落札者に速やかに通知するとともに、入札結果を竜王町ホームページにて公表する。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- ウ 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- エ 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- オ 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- カ その他入札に関する条件に違反した入札
- キ 提出資料等に虚偽の記載をした者の入札

14 その他

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。したがって、入札書には消費税および地方消費税を含めない金額を記入すること。
- (2) 入札回数は、3回を限度とする。入札の結果、落札者がいなかった場合は2回目の入札を行う。応札者に対して2回目の入札実施の連絡をし、その後、1回目の最低応札金額、入札書提出期限および入札日を記載したものをFAXで送付する。
- (3) 上記(2)においても決定しないときは、入札を中止することがある。
- (4) その他は竜王町財務規則等関係法令の規定による。

入札に関する問い合わせ先

〒520-2592

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

竜王町役場 総務課総務管財係

TEL : 0748-58-3700

FAX : 0748-58-1388